さあ 自宅で e-Tax! 確定申告書等作成コーナーから

作成コーナー 🔍

自 動 計 算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

自 動 入 力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪

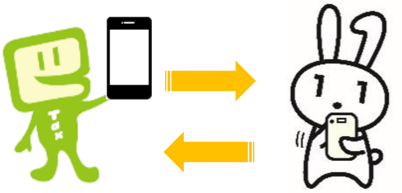

自 宅 か ら

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪

「自宅からのe-Tax」５つのメリット！

税務署への持参

不要

印刷・郵送代

不要

添付書類

不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間

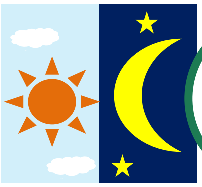

24時間※ いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金

早期還付

３週間程度で還付！

書面提出の場合は １か月～１か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

スマホ申告

医療費控除

マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！

確定申告　動画 🔍

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！

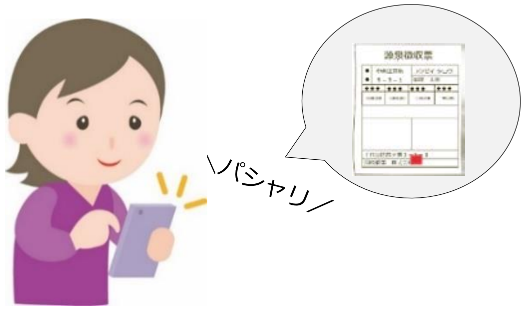

源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダライタの代わりに！

用意するものは次の２つ

マイナンバーカード

＋

マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

ICカードリーダライタ不要！

マイナポータルアプリをインストールするだけ！

令和４年分（令和５年１月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が１回に！※

①e-Taxへのログインのみ！

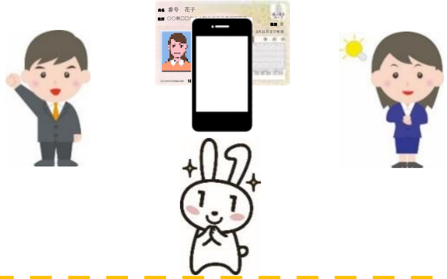

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！
パソコンの画面もリニューアル！

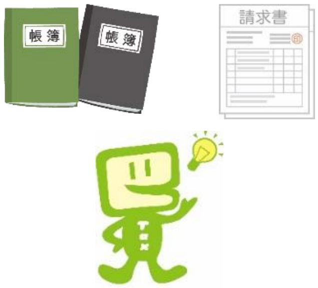

スマホ画面

パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

別添２

作成コーナー × マイナポータル

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和５年1月以降の マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

- 医療費・・・ NEW １年間分の情報が取得可能に！
- ふるさと納税
- 公的年金等の源泉徴収票 NEW
- 国民年金保険料 NEW
- 生命保険
- 地震保険
- 株式の特定口座
- 住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票　iDeCo　小規模企業共済等掛金　など

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」でご確認ください。

！ ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。
事前設定については、**裏面**をご参照ください。

！ 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。
（発行主体の一覧は随時更新してまいります。）

～マイナポータル連携の事前設定等～

マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、
マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードの交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

1. コンビニで各種証明書が取得可能
2. 本人確認書類として使用可能
3. 健康保険証と一体化
4. 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能
5. 運転免許証と一体化予定（令和６年度末）

マイナポイント事業の詳細はこちら

事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、
画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する
専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面

パソコン画面

マイナポータル連携　事前準備

マイナポータル連携の事前設定ページはこちら

! 事前設定には、以下のものが必要です。
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）

! 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての設定をお願いいたします。

確定申告書等の作成

作成コーナー

確定申告書等作成コーナーはこちら

スマートフォン画面

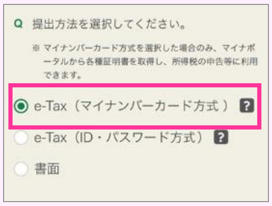

パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

（「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページ）

今年こそ 年末調整を電子化しましょう！

年末調整の電子化とは、
①控除証明書等の電子データを利用し、②控除申告書を電子的に作成・提出することをいいます。
※　年末調整を電子化するには、電子化に対応した市販ソフトウエアまたは国税庁が提供する年末調整申告書作成用ソフトウエア（年調ソフト）が必要です。

電子化のメリット

年末調整関係書類のチェック事務が削減

控除証明書(はがき)

どこに記入すればいいんだっけ？計算方法は、、、

正しく記入されているかチェックしないと、、、

電子化すると･･･

控除証明書(データ)

自動転記だから簡単！控除額の計算も不要！

インポート

自動入力・自動計算だからチェック事務が削減！

年末調整手続がペーパーレス化

テレワークなどの場合、郵送や出社が必要

書類を７年間保管できるスペースが必要

電子化すると･･･

出社しなくても簡単に提出！

データ提出

データ保管だから省スペース！

控除証明書の電子化の状況

生命保険会社が発行する控除証明書の **約85%**
損害保険会社が発行する控除証明書の **約90%**
が電子化に対応！！

注1）令和3年10月現在
注2）生命保険会社においては「契約件数」を、損害保険会社においては「払込保険料」を基に電子化の割合を計算

控除証明書を電子で発行する保険会社等は、今後更に拡大する予定です！

キャッシュレスで国税の納付ができます！

◎キャッシュレス納付

・国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

・国税庁では次のとおり便利な納付の手続をご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

◎キャッシュレス納付手段

① ダイレクト納付

【こんな方におススメ】
e-Taxで申告されている方、源泉所得税など頻繁に納付手続をされている方

【納付方法】
パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付

【事前手続】
e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

② 振　替　納　税

【こんな方におススメ】
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を毎年提出する必要のある方

【納付方法】
預貯金口座から自動的に引落し

【事前手続】
振替依頼書の提出
※令和３年１月からe-Taxによる提出が可能になりました。

③ インターネットバンキング

【納付方法】
インターネットバンキング等による納付

【事前手続】
e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約の締結

④ クレジットカード納付

【納付方法】
「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続
※　納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません。）。